

一般社団法人海みなと蒲郡 利益相反管理規程

施行日：令和8年4月1日

（目的）

第1条 この規程は、一般社団法人海みなと蒲郡（以下「法人」という。）における役員及び関係者の利益相反行為を適切に管理し、法人運営の公正性及び透明性を確保することを目的とする。

（適用対象）

第2条 この規程は、次に掲げる者に適用する。

- （1）理事及び監事
- （2）職員
- （3）業務委託スタッフその他法人業務に関与する者
- （4）代表理事が必要と認めた者

（利益相反の定義）

第3条 利益相反とは、役員等の個人的利益又は所属団体等の利益と、法人の利益が相反し、又は相反するおそれがある状態をいう。

（基本原則）

第4条 役員等は、法人業務の公正性及び社会的信用を損なうことのないよう、誠実に行動しなければならない。

2 役員等は、利益相反のおそれがある場合は、速やかに代表理事又は理事会へ報告するものとする。

（自己又は関係先との取引）

第5条 役員等が自己又は関係する法人、団体若しくは個人と法人との間で契約、取引その他の関係を有する場合は、事前にその内容を報告しなければならない。

2 理事会は、必要に応じて当該取引の妥当性及び公平性を確認するものとする。

（議決への関与制限）

第6条 利益相反に関係する役員は、当該案件の審議又は議決に加わらないものとする。

（情報管理）

第7条 役員等は、法人活動により知り得た情報を私的利益のために利用してはならない。

（その他）

第8条 この規程に定めのない事項は、代表理事が必要に応じて理事会に諮り決定する。

附則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。